

愛別町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 愛別町における地域公共交通の活性化等に関する協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議会として、愛別町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の事業計画及び実績並びに収支予算及び決算に関する事項
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱する。

- (1) 愛別町
- (2) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
- (3) 北海道上川総合振興局
- (4) 公共交通事業者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 道路管理者
- (8) 北海道旭川方面旭川東警察署愛別駐在所
- (9) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 何らかの事由により委員の職を続けることが困難となった場合は、委員を変更することができる。ただし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 現に委員である者の任期満了の日までの間に、新たに委員を委嘱した場合の当該委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、現に委員である者の任期満了の日

までとする。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、町長が指名する者を充て、副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

6 役員は相互に兼ねることはできない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、総務企画課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第5条第

1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。